

# 小学校適正規模化の基本方針に係る総括及び 今後の方向性についてお知らせします。

甲府市・甲府市教育委員会

平成22年3月

子どもたちは、生まれ育った環境・生活習慣などにより、ものの見方・感じ方・考え方に大きな影響を受け、特に学校での集団生活の中で、様々な人間関係を体験し、学ぶことによって大きく成長を遂げていくと言われている。

また、お互いの良さを認め合いながら進んで自己の課題に取り組む精神を育てていくとともに、子どもたちが多様な教育活動を享受できるためにも、ある程度の学校規模が望ましいと考える。

このような教育的観点に立ち、基本方針を定め、小学校適正規模化に取り組んできたところであり、一定の成果とともに、地域状況の変化などにより見直しを行ってきたところである。

こうしたことから、経過等を踏まえ、現在の基本方針の総括を行い、今後の適正規模化への取り組みの方向性をここに定めるものである。

## 1 経過等

市立小学校の適正規模化については、平成7年11月に「甲府市立学校適正配置審議会」へ諮問を行い、平成8年7月に中間答申、平成9年8月には最終答申が提出された。

その後、様々な議論を経る中で、平成15年には小規模校化が深刻な中央部10校と大規模校化している南部3校の関係者を対象に、延べ19回にわたる「市長対話」を実施し、市民参加と情報の公開を基調に、広く論議を深めてきた。

市長対話での多くの意見に基づき、平成16年4月に基本方針を策定し、それぞれの枠組み(5つ)ごとに適正規模化を推進してきたところである。

### (1) 相生・穴切・春日小学校の枠組み

#### ①平成16年基本方針

相生・穴切・春日小学校の3校は、春日小学校の地に統合し、新設校とする。ただし、新設校の施設整備等を図る必要から、統合は2段階に分けて行う。

- ・平成17年4月、相生・春日小学校の2校を、相生小学校の地に第一次統合する。
- ・平成18年4月、穴切小学校を第二次統合する。

#### ②その後の経過

平成16年6月には、「新設校設置3地区合同会議」を設置し、その中に「学校名部会」、「魅力ある学校づくり部会」、「通学の安全確保部会」を設け、10月には新設校の学校名を「舞鶴小学校」に決定するとともに翌年1月には校章デザインを決定し、4月には2校舎体制で舞鶴小学校を開校した。また、翌18年4月には旧春日小学校の地に実態的統合を行った。

## (2) 湯田・東小学校の枠組み

### ①平成 16 年基本方針

湯田・東小学校は、平成 16 年度中に通学区域の一部を見直し、それぞれ存続するものとする。

### ②平成 17 年 9 月（今後の取り組みとして）

湯田・東小の枠組みについては、基本方針策定時には想定できなかった新たな状況が見受けられ、これらの動向も含めた児童数の推移を注視する必要があるとともに、状況の分析を行い、住民理解を得て適正規模化を推進していくものとする。今後、ある程度の期間をかけて様々な角度から再度検証していく。

### ③最近の状況

平成 18 年度から年 2 回、湯田小学校 P T A 運営委員会の席上において、教育委員会の考え方や現在の取り組み状況を説明するとともに保護者との意見交換を実施しているが、現状については児童数等の推移を注視している状況である。

## (3) 富士川・琢美小学校の枠組み

### ①平成 16 年基本方針

富士川・琢美小学校は、平成 16 年度中を目途に、統合の具体策を決定する。

#### ・平成 16 年 6 月 ～ 9 月：関係者への説明等

富士川自治連(自治会会長会議)、琢美自治連(執行部) 富士川小 P T A (執行部会)、琢美小 P T A 役員、富士川小 P T A 説明会(全体)、琢美小 P T A 説明会 (全体)

#### ・平成 16 年 11 月～平成 17 年 7 月：富士川・琢美小統合協議会 (9 回開催)

(メンバー：自治会・P T A・第 2 ステージ代表等関係者 14 名×2 地区=28 名)

#### 【統合協議会からの意見要求書】

##### ・新設小学校の方向性についての意見

当協議会によって方向性を出すための要因はなく市教委の施策をいかに理解するか協議会であったかのように思います。従って市財政や教育理念から統合と考えるなら、将来に向け又、統合後の責任を十分考慮して市教委の責任により施策を進めることが望ましいと思います。

##### ・新設校についての意見

両地域で新設校の位置づけを行うと今後にしこりが残る可能性と市教委から決定については権者による決定がなされるとの事により協議の必要性なしと判断し協議せず。

##### ・統合時期についての意見

権者決定後開校までの時期として 2 年を要すとの考えが示され多くの委員から必要期間に合意はあったものの時間をかけて施行して欲しいとの意見が多かった。

##### ・通学区(指定校)についての要求

- (1) 通学区域の自由化と学校選択制の導入について
- (2) 通学路・学校周辺の安全対策にかかる協議継続について

## ②平成 17 年 9 月（今後の取り組みとして）

これまでの両小学校 P T A や地元自治会等への説明並びに「富士川・琢美小統合協議会」における 9 回の協議内容等を踏まえ、総合的に考慮した結果、富士川・琢美小学校統合の具体策の決定は暫く時間をかけて行うものとし、今後も関係者に適地統合に向けての理解を一層求めていくものとする。

## ③最近の状況

- ・平成 20 年 9 月：P T A 及び両地区自治会長等への説明
- ・平成 20 年 12 月：富士川・琢美小保護者を対象にアンケートを実施
- ・平成 20 年 12 月 15 日：市議会答弁：甲府市教育委員会の方針を表明(教育長)  
「中心部におけるマンション建設が一段落したこと、新設された舞鶴小学校の統合効果、さらに両校の児童数の将来推計などを見きわめた上で、このたび富士川小学校と琢美小学校を廃校とし、早ければ平成 22 年 4 月にも琢美小学校の地に新設校を設置するとした教育委員会の方針を決定したところです。」
- ・平成 21 年 2 月 4・5 日：アンケート結果報告会（富士川地区・琢美地区）

## ④平成 21 年度の取り組み

- ・平成 21 年 6 月 2 日、19 日：富士川地区代表者との意見交換会（第 1 回・第 2 回）
- ・平成 21 年 6 月 9 日、7 月 4 日：琢美地区代表者との意見交換会（第 1 回・第 2 回）
- ・平成 21 年 7 月 29 日 小学校の適正規模化に係る説明会（富士川地区）  
**統合時期の変更を表明(教育長)**  
「保護者をはじめ、地区の皆さんへの説明や意見交換を今後も実施しなければならないと思っております。従いまして、早ければ平成 22 年 4 月にもとした統合時期につきましては、平成 23 年 4 月とし、本日を新たなスタートとして、皆様方と今後も対話を行う中でご理解が得られるよう、全力で子どもたちのため、特色や魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。」
- ・平成 21 年 10 月 7 日：小学校の適正規模化に係る保護者説明会（富士川地区）
- ・平成 21 年 11 月 12 日：小学校の適正規模化に係る保護者説明会（琢美地区）
- ・平成 21 年 11 月 18 日：富士川地区代表者との意見交換会（第 3 回）
- ・平成 21 年 12 月 17 日：富士川小学校保護者及び琢美小学校保護者との意見交換会
- ・平成 22 年 1 月 20 日：小学校の適正規模化に伴う新設校についての保護者アンケート
- ・平成 22 年 2 月 23 日：新設校に向けての両校関係者代表との意見交換会

### **甲府市教育委員会の方針**

『富士川小学校と琢美小学校を廃校とし、平成 23 年 4 月に琢美小学校の地に新設校を設置する。』

#### (4) 新紺屋・朝日・北新小学校の枠組み

##### ①平成 16 年基本方針

新紺屋・朝日・北新小学校は、何れかの学校において、1 学年の児童数が 30 人を下回る状況が複数学年に出現、または確実視される場合には、早急に適正規模化を図る。

##### ②平成 17 年 9 月（今後の取り組みとして）

当該地区には駅北口の再開発や大型マンション等の建設が進行しており、これらの開発がどの程度児童数に影響を及ぼすのか、今後、ある程度の期間をかけて開発動向や児童数の推移・実態を把握し、適正規模化を推進していくものとする。

##### ③最近の状況（最終決定）

新紺屋地区においては甲府駅北口の再開発等による影響、朝日地区においては県営住宅の整備が完了し、多くの児童が当該公営住宅から通学する状況があり、北新地区においては市営住宅（むつみ荘、竜雲荘、北嶺荘）の建て替えや周辺環境の整備が計画されるなど、当該地域においては発展が見込まれ、人口増も期待できる状況にある。

こうしたことから、新紺屋小学校、朝日小学校及び北新小学校は、甲府駅北口の再開発の動向、県営塩部団地の居住状況、北新 3 団地の建替え計画等を考慮し、存続する。

この基本方針の一部見直しについては、教育委員会の決定及び設置者の決定（平成 21 年 5 月）を経て、5 月 22 日に民生文教委員会において報告を行った。

#### (5) 南部（山城・大里・大國小学校）の枠組み

##### ①平成 16 年基本方針

山城・大里・大國小学校については、現状の施設整備ときめ細かな教育指導の充実を図る。特に、大里小学校は、平成 18 年度末までに北館の改築を行い、学校規模に応じた施設整備を図る。

##### ②その後の経過

大里小学校については、基本方針どおり平成 18 年度中に北館の改築を行うとともに、山城・大里・大國小学校については、きめ細かな教育指導の充実を図る目的で、市単教諭を配置した。

## 2 平成 16 年の基本方針の枠組みの現状等について

基本方針の枠組み	現状及び結果等	
相生・穴切・春日小	舞鶴小学校として平成 17・18 年に統合を実施した。(平成 18 年度)	完了
湯田・東小	通学区域の変更は行わず両校存続とするが、児童数の推移や地域の開発状況を注視する。(平成 17 年 9 月決定)	継続
富士川・琢美小	両校を廃校とし、平成 23 年 4 月に琢美小の地に新設校を設置する。(平成 21 年 7 月決定)	継続
新紺屋・朝日・北新小	甲府駅北口の再開発の動向、県営塩部団地の居住状況、北新 3 団地の建替え計画等を考慮し、存続する。(平成 21 年 5 月決定)	完了
山城・大里・大國小	施設整備ときめ細かい教育指導の充実を図った。(平成 18 年度)	完了

## 3 総括

前述したように、子どもたちが多様な教育活動を享受できるよう、基本方針に基づき、小学校適正規模化に取り組んできたところである。

特に、富士川小・琢美小学校の枠組みについては、平成 21 年度に意見交換会や説明会を通じて、両校保護者からも概ねの合意をいただいていることから、方針どおり平成 23 年 4 月の開校に向けて優先的に取り組んでいくことを平成 22 年 1 月の教育委員会において決定したところである。

また、通学区域については、説明会等において現時点では見直しを行わず将来的に検討することとしたため、そのことは同時に、隣接する湯田小・東小学校の通学区域も現状どおりとして、今は変更は行わないこととなる。

よって、平成 16 年の基本方針に基づく小学校の適正規模化については、琢美小学校の地に新設校を設置することをもって、全ての枠組みにおいて一定の成果とともに終了となるため、取り組みを終結する。

## 4 将来的な主な課題

本市を取り巻く状況については、少子化傾向は継続していくことが予測される一方で、地域の開発動向などにより、一部の地域で人口が集中的に増加する例もあることから、今後も全市的な児童数の推移を注視するとともに、通学区域のあり方の検討や、国・県の動向等を十分に把握する必要がある。

以下、主な課題等を列挙する。

(1) 適正規模化に関する全市的な状況を把握する必要があること

- ・児童数の地域的な推移状況の把握と分析、通学区域・調整区域などの弾力的運用の検討、

少人数学級やクラス替えの基準などの学級編制基準の見直し検討など。

(2) 新たに国による学級編制基準を見直す動きがあること

- ・国は公立小中学校の1学級あたりの児童生徒数の上限(40人と定めた基準)を見直すこととし、平成23年度以降人数を引き下げて少人数学級化を促す方針である。現行でも学級編制標準を県が独自に設定しているところであるが、今後の国や県の動向を十分注視する必要がある。

(3) 南部の大規模校化を見通した将来的な対応を行うこと

- ・特に、山城小学校については、平成21年度に校舎を増築するなど、大規模校化に対応しているところであるが、こうしたことだけではなく根本的な問題解決についても十分な議論を重ね将来的な見通しを考慮した的確な対応を図る必要がある。

## 5 取り組みの方向性

(1) 平成16年策定の小学校適正規模化の基本方針は、富士川小・琢美小学校の枠組みにおける新設校設置について全力で取り組み、完了させることで、終結とする。

なお、終結後の各枠組みの状況については、今後も十分注視する。

(2) 少子化に伴う小規模校化や地域開発などに伴う大規模校化については、今後も児童・生徒数の推移を十分把握するとともに、国や県の動向に対応した全市的な適正規模・適正配置の新たな方針策定について準備を行う。